

## 議 事 日 程 （第 4 号）

令和 5 年12月20日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報 第 20 号 委員長報告
- 日程第 3 議第105号 財産の譲与について
- 日程第 4 議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について
- 日程第16 議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について
- 日程第18 議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第22 議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 報 第 21 号 委員長報告
- 日程第24 議第125号 令和 5 年度下呂市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第25 議第126号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第26 議第127号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3

号)

日程第27 議第128号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算  
（第3号）

日程第28 議第129号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）

日程第29 議第130号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第30 議第131号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）

日程第31 議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）

日程第32 議第133号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について

日程第33 議第134号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）

日程第34 議第135号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）

日程第35 議第136号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）

日程第36 議第137号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）

日程第37 議員派遣について

日程第38 閉会中の継続調査申出について

（追加日程）

追加日程第1 報第22号 委員長報告

---

#### 出席議員（14名）

議長	田中副武	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
9番	今井政良	10番	伊藤巖悟
11番	一木良一	12番	吾郷孝枝
13番	中島新吾	14番	中島達也

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	中村好一	会計管理者	中谷三男
総務部長	今瀬成行	まちづくり 推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会 事務局長	林雅人
環境部長	田口昇	農林部長	都竹卓

農 林 部 理 事	小 木 曾 謙 治	建 設 部 長	大 前 栄 樹
金 山 病 院 事 務 局 長	池 戸 美 紀	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	野 村 穰	観 光 商 工 部 長	河 合 正 博
消 防 長	齋 藤 進	水 道 課 長	熊 崎 龍 毅

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	今 井 満	書	記	細 江 隆 義
-------------	-------	---	---	---------

---

---

◎開議の宣告

○議長（田中副武君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、上下水道部長は欠席となっております。代わりに水道課長が出席されていますので、御了承願います。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中副武君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 伊藤厳悟君、11番 一木良一君を指名いたします。

---

◎報第20号について

○議長（田中副武君）

日程第2、報第20号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第105号 財産の譲与について、日程第4、議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について、日程第5、議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について、日程第6、議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、日程第7、議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について、日程第8、議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、日程第9、議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について、日程第10、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、日程第11、議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について、日程第16、議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について、日程第18、議第

120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21 議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、日程第22 議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、以上20件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 尾里集務君。

#### ○総務教育民生常任委員長（尾里集務君）

皆さん、おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和5年12月14日午前9時30分から、下呂庁舎3の1会議室において、委員全員と執行部から市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和5年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第105号 財産の譲与についてから議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定についてまでの3議案、議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定についてから議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定についてまでの3議案、議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの6議案及び議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例についての計13議案について審査を行いました。

審査の結果、議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については賛成多数で、ほかの12議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、議員報酬の改定案により、若者や女性の議会への参画を促す効果について質問がありました。執行部からは直ちに効果が現れるとは考えていないが、現在、下呂市の議員報酬は県内の市で最も低い水準であり、市民の理解を得ながら段階的に見直していくことにより、議会活動の活発化、可視化につなげ、ひいては議員の成り手不足を克服し、多様な人材の議会への参画を促す効果を期待するとの答弁がありました。

また、議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例については、金山駅前駐車場について、一時的な使用を無料化することの経緯について質問がありました。執行部からは現在の料金精算システムが故障しており、多額の費用をかけて機器更新するよりも、市民の利便性

と費用対効果を考え無料化したとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田中副武君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 田中喜登君。

○産業経済常任委員長（田中喜登君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和5年12月15日午前9時30分から、下呂庁舎3の1会議室において、委員6名と議長、執行部から市長、副市長をはじめ担当職員の出席をいただき、産業経済常任委員会を開催し、令和5年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について及び議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例についてから議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての7議案について審査をいたしました。

審査の結果、議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について及び議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例についてから議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例については全会一致で、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について及び議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例については賛成多数で可決すべきものに決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定については、特定指名ではなく公募型による選定も選択肢としてあったのではという質問に対し、執行部からは市が推進しているDMOを展開していく上で重要な拠点となる施設であり、その意味においても、その核となる一般社団法人下呂温泉観光協会の特定指名は妥当と考えるが、今後は公募形式も視野に入れながら、観光交流センターがより機能できる方向性を探っていきたいとの答弁がありました。

また、議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、振興事務所に資源ごみステーションが設置され、近くの市民は大変恩恵を受けているが、資源ごみステーションまで遠い市民との間で格差が生じているのではとの質問に対し、執行部からは今年度新たに3か所の資源ごみステーションの追加設置を予定しており、今後も自治会の要望に応じて設置を検討していくとの回答がありました。

議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、水道料金の改定表を見ると、一番契約件数の多い口径13ミリの一般家庭での負担が大きくなっていくように感じるとの質問に対し、試算によると現状の13ミリ契約の家庭約1万2,000件のうち、安くなる家庭が約7,500件、率にして約62%であり、平均的な

御家庭の負担を可能な限り抑えるように配慮した改定案となっている旨の説明がありました。

これ以外にも多数の発言があり、活発で白熱した審査が行われたことを申し添え、委員長報告といたします。

---

◎議第105号から議第124号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也議員。

○14番（中島達也君）

おはようございます。

産業経済常任委員長にお聞きしたいと思います。

議第108号、これは下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理についてであります。指定する上で大変重要なことは、管理者である市川さんでしたかね、管理者と利用者のやっぱり安全を確保するという意味では、長野県側がシェルターがもう既に設置されていると思うんですが、その辺のシェルターの下呂市としての計画について、そういうお話があったのか、なかったのか、その辺だけお聞きします。

○議長（田中副武君）

産業経済常任委員会委員長 田中喜登委員長。

○産業経済常任委員長（田中喜登君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

当委員会の審査におきましては、指定管理者に対する妥当性及び条件等の審査のみでございまして、それ以外の付随した現場の状況でありますとか、安全性についての議論は行われませんでした。以上です。

○議長（田中副武君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本20件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島新吾です。

まず、議第113号、議員の議員報酬、費用弁償、期末手当に関する条例の一部改正について反対討論します。

この条例改正は、下呂市の議員の報酬が実際の議員活動にふさわしい額であるかどうか、さらに議員が市民から求められる議員活動を保障する報酬として適正な金額であるかどうかを見直したものです。下呂市の議員の立候補者が減っていく、全国では無投票になるなど、問題が広がっています。そういう中で、勤労者世代、女性、若者が議会にもっと出て、多彩な人材が参画する議会にしようとするものでした。立候補しやすい、しようとする意欲が出る条件づくりが本当に求められています。その中で報酬の引上げも必要です。でも、その前にもう一度、考える問題点を2点指摘したいと思います。

まず、今市民の暮らし、経営が、ゆとりがない、先が見えないという、とても厳しい実態です。一方、私たち議会と議員の活動について、その透明性や可視化、その不十分さが指摘されているように、私たち自らが議会と議員活動を反省し、もっと市民との関わりと内容を太くすること、この努力が強く求められています。これは、私自身の問題でもあります。私たちがさらに議員活動を展開するとともに、市民と話し合いを広げることが求められています。また、選挙費用の公営化の検討なども進める必要があるのではないのでしょうか。

以上、2点の指摘をして、報酬引上げの時期は今でなく、延伸することを主張して、反対討論とします。

次に、議第123号、市の水道事業、簡易水道事業、下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正等について、反対討論をします。

安全・安心・安定的な水の供給は自治体の責任で行っています。水は市民生活に必要不可欠なものです。下呂市では、今まで上水道、簡易水道の制度でも基本料金を超えた水量の使用料の超過料金は同一でした。今回、下呂市の上水道と簡易水道の統合による水道料金の改定では、その超過料金の設定が一般家庭の多くが含まれる月の使用料、11立米から80立米の超過水量区分が一番価格が高く、超過水量が多くなるほど安くなっています。水は市民の暮らしにとっても、どんな事業にとっても同じように必要不可欠なものなので、今までどおり、この超過料金は同一で公平で平等であるべきと考えます。今回の改定は、今後10年間の収支見込みによって提案されたもので、今後さらなる内容での改定が必要になると説明、答弁されています。それならばなお、改定内容が公平で平等であるべきではないのでしょうか。また、水の供給の責任は自治体にありますが、そのためにしっかりと補助と支援をし、安全・安心・安定的な水供給を支える責任が国にあります。国にしっかりとそのことを伝え、意見を強く述べることを求めて、反対討論といたします。

○議長（田中副武君）

次に、本20件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]



1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論いたします。

本改正は議員の成り手不足を解消するため、議員報酬の在り方を審議されるよう、議会より特別職等報酬等審議会の設置を執行部に対して要望したもので、それを踏まえ、報酬等審議会における審議がされ、類似団体との比較や昨今の物価高を踏まえた賃金上昇の社会的要因などを勘案し、現段階で市民の納得が得られる報酬額として答申が出されました。今回、その答申を受け止め、執行部から報酬改定に係る条例改正が提出されたものであります。

私は、より魅力のある報酬に改定し、専業として議員活動の充実につなげる、もしくは議員報酬の額によらず、住民がより身近に議会に参加できる環境づくり、そして休日・夜間議会を採用したり、兼業がしやすい議会改革を行うことのどちらかに向かうことが若者や女性などのまちづくりに関心のある方が議員を目指すことにつながると考えております。

今回の条例改正では、私の考え方とは一部相違するもので判断に迷う部分もあったことから、委員会において執行部の考え方を確認したところ、今回の改定は、より魅力ある報酬へ向けたスタートであるとの説明を受け、前者へ向けた過程であると理解いたしました。今回の答申を受け、今後もさらに議会改革に取り組み、気を引き締め直し、市民の皆様の声をよく聞き、市民の思いを市政に反映していけるよう、市民の皆様の理解が得られるよう、全力で取り組むことをお約束し、長年取り組まれてきた先輩議員の皆さんや審議会の皆様の意見を尊重し、賛成いたします。

○議長（田中副武君）

次に、本20件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

7 番 中島ゆき子さん。

○7 番（中島ゆき子君）

7 番 中島ゆき子でございます。

私は、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定についてと議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての2議案について、反対いたします。

反対の理由として、議第112号については、令和5年12月15日の産業経済常任委員会の場において、市の担当者から公の施設に係る指定管理者を決定するときの基本は公募、指定管理期間は3年と説明がありました。しかし、今回の指定管理者の選定では、特定指名により決定し、指定期間は2年となっています。下呂市観光交流センターは、令和4年4月にオープンしており、2年前の令和3年12月定例会の産業経済常任委員会においても、指定管理者の指定について審査しています。議員からは、公募による選定をしないことについて質問があり、担当課からは、この2年間の中で次回の指定管理者というところも検討していきたいと答弁がありました。しかし、

今回の産業経済常任委員会の審査でも、公募ではないかとの質問に対して、市長は、僕も正直言って公募のほうがいいんだろうなというふうに思います。それは堂々と出ていただいたほうがいいんだろうと思います、と発言され、その後、今回については2年たったので、やっぱりしっかり検証しないとと思っております。ただ観光協会も頑張っていることだけは、よくよく御承知していただきたいと思いますが、決してこれが市としてよいとは思っておりません。公募の方法を含めて、今後しっかり検討していきたいと思いますが、と発言されました。今回の指定管理者の選定に当たっては、基本どおり公募、指定管理期間3年としなかった理由が明確でないと考え、この議案に反対します。

次に、議第122号については、現在、各振興事務所などでは、飲食料用空き缶とペットボトルの回収が行われています。今年4月から、ごみ回収場所での回収で、ペットボトルは透明の袋であれば大きさに決まりはなく無料で出すことができます。しかし、飲食料用空き缶については従来どおり65円の専用袋が必要となっています。各振興事務所の資源ごみステーションへ飲食料用空き缶を持って行ける人は、専用袋は要りません。しかし、今回の改正でも飲食料用空き缶については、袋の単価が1枚22円に引き下げられる案で、ペットボトルと同じように無料になっていません。飲食料用空き缶の回収については、資源ごみステーションまで持って行ける人と行けない人で、1枚22円の袋代の費用面で差が生じます。同じ下呂市民ですが、ごみを出すことに係る費用に差があることは、行政の制度として問題があると考え、この議案に反対します。以上でございます。

#### ○議長（田中副武君）

次に、本20件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

2番 田口琢弥君。

#### ○2番（田口琢弥君）

2番 田口琢弥です。

私は、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

当施設につきましては、下呂市の観光情報等の提供及び案内機能の充実を図り、市民と観光客等の交流の場を提供することで、観光振興に寄与することを目的として、令和4年4月から供用開始がなされ、1年8か月が経過しております。世界中が混乱していたコロナ禍において、全国的に観光業界が苦戦を強いられる中、特定者指名により一般社団法人下呂温泉観光協会が指定管理者として受託され、本日まで運営しておられます。駅前観光案内所などの豊富な運営経験から、お客様と市民皆さんに対して、的確な観光案内され、また観光客により下呂温泉を楽しんでいただけるようE-Bikeも導入され、それに付随した観光マップ作成なども全て自主事業で行っていただいております。

また、DMOのネットワークを生かし、萩原や小坂をはじめ下呂温泉以外からもダンスパフォ

ーマンスや太鼓をはじめとした様々な芸能なども招致され、下呂温泉まつり、サマーフェスティバルの場などで披露していただくことで、多くの観光客や市民皆さんから声援をいただくとともに地域のつながりもできているんだなあと、私自身、いつも行事を見に行き行って強く感じる場所であります。

また、本年10月から11月には、小坂・馬瀬展が開催され、アユの塩焼きや五平餅をはじめとした実食販売やお米や加工品の販売を通じ、また観光課の職員も一緒になって地域の魅力発信も行われました。

このように官民が一体となってDMOを盛り上げ、観光をキーワードとして地域づくりや住民生活の福祉の向上に取り組んでいる姿が国からも高く評価され、下呂温泉観光協会が国内で3法人しかない先駆的DMO法人として認定されており、日本全国から年間300を超える団体から視察を受け入れるまでになっています。

供用開始以来、1年8か月という短い期間の中で、私は十分過ぎる結果を残していると思いますが、皆さんはどう思われますか。仮に公募により下呂温泉観光協会以外の指定管理者が運営され、うまくいかなかったのでは取り返しがつきません。地域の観光地を常に盛り上げるということは、本当に大変なことです。現在の指定管理者も市内各地域の観光協会や関係機関と連携し、観光交流センターの地域観光の発信拠点として、官民連携で盛り上げていこうとされています。これらの取組を支持し、コロナが5類に移行された今後2年間の取組を、私たちも一緒になって盛り上げていくべきだと考えています。

以上のことから、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定については、提案のとおり賛成するものであります。

#### ○議長（田中副武君）

次に、本20件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本20件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

6番 尾里集務君。

#### ○6番（尾里集務君）

6番 尾里集務です。

私は、賛成討論として、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、賛成討論をさせていただきます。

先ほどの2番議員と同様ではありますが、本事業はこれまでの指定管理期間では、全国的にも影響をもたらした新型コロナウイルス感染症があり、思うような下呂市全域の観光情報発信をするという目的が達成されることは難しかったと考えられます。しかし、先般、小坂地域、馬瀬地域の特別展示を開催し、最終日にはアユ日本一を決める第24回清流めぐり利き鮎会においてグ

ランプリに輝いた日本一の馬瀬川上流アユの塩焼きを実食販売や五平餅など、馬瀬地域の特産品も販売されました。新型コロナウイルス感染症が5類へ変更されたこともあり、多くの観光客の方に大変喜ばれ、当施設で皆さんがおいしいアユを食べたことは大変ありがたく思っております。今後も地域の方々の協力を得ながら、周辺施設の利用、また周辺の阿多野谷の利用をするなど、より一層のイベントを開催していただくことにより目的が達成する可能性があると思います。今後は市がしっかりとした目的を示し、最大限の効果が得られるよう取り組んでいただきまして、次回の選定時には条例を厳守し、選定作業を行っていただくことを申し添えて、本議案に賛成をいたします。

○議長（田中副武君）

次に、本20件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本20件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第105号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第105号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第106号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第107号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第108号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保

育ステーションの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第109号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第110号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第111号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第112号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第113号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第114号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第115号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第116号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第117号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第118号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第119号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第120号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第121号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第122号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第123号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第124号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎報第21号について

○議長（田中副武君）

日程第23、報第21号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第24、議第125号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、日程第25、議第126号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第26、議第127号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第27、議第128号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第28、議第129号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第29、議第130号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第30、議第131号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第31、議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田口琢弥君。

#### ○予算特別委員長（田口琢弥君）

委員長報告を申し上げます。

令和5年12月18日午前9時30分から、下呂庁舎3の1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算特別委員会を開催いたしました。令和5年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第125号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）から議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）までの8会計の補正予算について審査いたしました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第125号の審査では、移住定住促進事業において、担当課から移住者の住宅新築、中古住宅購入及び改修費用の補助金の今後の申請見込みを踏まえた予算不足の増額補正との説明があり、委員からの今年度における補助金交付状況はとの質問に対し、今後の見込みを含め住宅新築4件、中古住宅購入3件、中古住宅改修6件、全体で10世帯30人との答弁がありました。

また、移住定住促進施策において、ほかの自治体との差別化はとの質問に対し、担当課から住宅新築は100万円、中古住宅購入は50万円を補助金上限に設置し、手厚い支援制度としていますと答弁がありました。

また、シニアクラブ活動助成事業において、担当者からシニアクラブ会員数の減少に基づき補助金を減額するための補正との説明に対し、委員からクラブ数、会員数減少の傾向にあり、地域力の低下につながるのではとの質問に、今後、介護予防、地域ボランティア活動と連携した取組など、社会福祉協議会と相談しながら、よりよい活動が存続できる方策を検討していくとの答弁がありました。

また、看護師等修学資金基金費において、看護師養成100名達成に向けて取り組んでいる事業に対し、目標まで13人の養成を行うために、必要な経費を看護師等修学資金に積み立てるとの説明があり、委員から現在の利用状況と利用しやすい制度の見直しはとの質問に対し、現在の利用

者は6名、限定した病院への就職予定を修学資金の貸与対象としていたが、訪問看護ステーションや介護士、助産師を雇用する市内全ての事業所を償還免除の就職先に広げていくとの答弁がありました。

審査の結果としましては、議第125号から議第132号までの8議案、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の結果について、報告を終わります。

---

### ◎議第125号から議第132号までについて（質疑・討論・採決）

#### ○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本8件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本8件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第125号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第125号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第126号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第126号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第127号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]



举手全員です。よって、議第127号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第128号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第128号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第129号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第129号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第130号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第130号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第131号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第131号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第132号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第132号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議第133号について（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（田中副武君）

日程第32、議第133号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出についてを議題といたします。

議第133号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

##### ○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議第133号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和5年度下呂市一般会計は、次のとおり令和5年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額4,498万4,000円。令和5年12月20日提出。

提案理由でございます。市民及び事業者等に対する物価高騰支援として、国の交付金を活用し、

水道料基本料金2か月分を減免することとし、水道料減免分及びこれに係る経費を基準外繰り出しすることについて議決を求めるものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（田中副武君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第133号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第133号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第133号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第133号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議第134号から議第137号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（田中副武君）

日程第33、議第134号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第34、議第135号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第35、議第136号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第36、議第137号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、以上4件を一括議題といたします。

初めに、議第134号から議第137号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（山内 登君）**

ただいま一括上程されました議第134号から議第137号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の新たな総合経済対策を踏まえ、物価高騰に直面している市民や事業者を引き続き支援するために必要な事業の予算を計上させていただきました。

市民生活の支援としては、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯などに対する給付金7万円の支給をはじめ、子育て世帯の経済的負担を軽減するためのこども園、小・中学校の給食費3か月分の無償化や、全世帯を対象とした給油クーポン券の配付を、事業者支援としては、福祉施設等への光熱費、食材料費高騰に対する追加支援や、物価高騰の中で市内経済の活性化を図るための広告宣伝活動に対する支援を、さらに、市民と事業者の負担軽減を図るために水道料金の基本料金2か月分を減免する予算を計上しております。

財源については、新たに交付される国の重点支援地方交付金と既存の物価高騰対策事業の事業費を精査した上で、予算計上済みの交付金を新たな事業へ充当するなど、国の交付金を最大限に活用し予算化しています。

このほかに、合掌村の訪日客取り込みのためのライトアップに係る経費を計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（田中副武君）**

次に、議第134号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

**○まちづくり推進部長（田谷諭志君）**

それでは、議第134号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,792万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億6,852万8,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によるものです。令和5年12月20日提出。

4ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは、歳入について御説明を申し上げます。

15款国庫支出金は2億9,671万円の増額、19款繰入金は4,600万円の増額、21款諸収入は478万

8,000円の減額。

5ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費は1億288万円の増額、3款民生費は2億877万6,000円の増額、4款衛生費は4,498万4,000円の増額、6款農林水産業費は600万円の減額、7款商工費は3,995万8,000円の減額、10款教育費は2,714万2,000円の増額、14款予備費は9万8,000円の増額を計上いたしました。

続いて、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

今回実施する給油クーポン事業及び物価高騰対応重点支援事業（広告宣伝等支援補助金）につきましては、使用期限、申請期限を5月初旬までとする予定で、年度内にその支払いが完了せず、翌年度に繰り越す必要があることから、繰越明許費を計上するものでございます。

7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、予算特別委員会におきまして御審査をいただくことになると思いますので、省略をさせていただきます。

以上で、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

**○議長（田中副武君）**

続いて、議第135号について、詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（林 雅人君）**

補正予算書の17ページをお開き願います。

議第135号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）です。

令和5年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の補正の各区分ごとの金額並びに補正後の予算は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年12月20日提出。

続いて、18ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入で、1款繰入金、1項一般会計繰入金2,714万2,000円は、一般会計から学校給食費軽減支援事業分として繰り出された金額で、補正後の金額は4,762万7,000円です。

3款諸収入、1項雑入2,714万2,000円の減額は、繰入金の同額を本来保護者負担とされた金額から減額するもので、補正後の額は1億348万3,000円です。

今回の補正は財源補正となり、歳入歳出それぞれの補正前の総額1億5,170万5,000円に変更はございません。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（田中副武君）**

続いて、議第136号について、詳細説明を求めます。

水道課長。

## ○水道課長（熊崎龍毅君）

それでは、議案書の23ページをお開きください。

議第136号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和5年度下呂市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益は137万4,000円を増額し、9億473万4,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費用は137万6,000円を増額し、13億1,017万7,000円とするものです。

第3条、予算第9条中「2,990万2,000円」を「7,488万6,000円」に改める。令和5年12月20日提出。

内容については、実施計画明細書で説明しますので、29ページをお開きください。

収益的収入のうち水道料金は、物価高騰支援として水道の基本料金を減免するため4,361万円を減額し、その補填として、一般会計補助金から水道料金の減免分と事業実施に伴う諸経費の4,498万4,000円を増額します。

30ページをお願いします。

収益的支出の総係費137万6,000円を増額は、事業実施のための諸経費となります。

以上で議第136号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議長（田中副武君）

続いて、議第137号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

## ○観光商工部長（河合正博君）

それでは、補正予算書31ページをお開きください。

議第137号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）です。

第1条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

収入では、第1款下呂温泉合掌村事業収益の第1項営業収益について100万円を増額補正し、補正後の額を2億4,354万8,000円とするものです。

支出では、第1款下呂温泉合掌村事業費用の第1項営業費用について100万円を増額補正し、補正後の額を2億1,210万3,000円とするものです。令和5年12月20日提出。

次に、37ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

上段、収入の部です。

4段目、3目その他営業収益のうち、雑収益として100万円の増額です。

下段、支出の部の上から3段目、2目施設経営費100万円の増額の内訳は、イベント開催に要

する費用として、印刷製本費、賃借料など、合わせて100万円の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

これより、本4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第134号から議第137号までの4件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第134号から議第137号までの4件については、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（田中副武君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付をいたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付してあります追加日程第1、報第22号委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、報第22号委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

---

◎報第22号について

○議長（田中副武君）

追加日程第1、報第22号委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第33、議第134号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第34、議第135号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第35、議第136号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第36、議第137号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、以上4件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田口琢弥君。

○予算特別委員長（田口琢弥君）

委員長報告を申し上げます。

本日10時58分から、下呂庁舎3の1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算特別委員会を開催し、令和5年第6回下呂市議会定例会最終日において当委員会に審査を付託されました議第134号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、議第135号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、議第136号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）及び議第137号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）の4議案について審査をいたしました。

審査結果は、4議案全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回の補正につきましては、国の総合経済対策として成立した第1次補正予算の中で新たに重点支援地方創生臨時交付金が創設され、交付されることになったことなどを踏まえ、緊急物価高対策として、物価高騰に直面する生活者、事業者への支援を行うものであり、具体的には住民税非課税世帯に対する1世帯7万円の給付や、冬季における燃料費の負担軽減のための1世帯8,000円分のクーポン券の配付、子育て世帯の負担軽減のため、こども園、小・中学校の給食費3か月分の無償化、障がい福祉施設、高齢者福祉施設等に対する光熱水費に係る支援、全世帯、事業者に対する水道基本料金2か月分の減免が主なもので、執行部からは幅広い支援が行き渡ることを心がけつつ、生活者への支援に重点を置いて対策事業を検討したという説明がありました。

また、下呂温泉合掌村事業会計においては、春節に合わせ合掌家屋をライトアップして、夜の合掌村を楽しんでいただく企画に係る予算が計上されておりました。委員からは新たな生活者及び事業者への支援をできるだけ早期に行き届くよう努められたいとの意見がありました。

その他、委員からは活発な質疑が行われたことを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

---

◎議第134号から議第137号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本4件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第134号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第134号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第135号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第135号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第136号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第136号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第137号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第137号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

##### ○議長（田中副武君）

日程第37、議員派遣について、議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査申出について

##### ○議長（田中副武君）

日程第38、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出がございます。



お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、市長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長。

#### ○市長（山内 登君）

12月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、本会議に、また各委員会におきまして慎重なる御審議・御審査を賜り、誠にありがとうございました。

本年は幸いにして大きな災害に見舞われることもなく、コロナ禍もようやく終息に向かい、多くの祭礼やイベントなどの恒例行事が例年どおり執り行われるなど、平穏な日常生活を取り戻しつつありますが、一方では、長引く物価高騰の影響が市民生活を大きく圧迫している現状にあって、行政として国・県との連携を図りながら、市民の皆様の経済的負担を少しでも緩和できるよう、今後とも全力で物価高対策に取り組んでまいります。

最後になりますが、新しい年が議員各位並びに市民の皆様方にとって健康で幸多き年となりますことを心から御祈念申し上げ、12月定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

#### ○議長（田中副武君）

これもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和5年第6回下呂市議会定例会を閉会いたします。大変に御苦労さまでした。

午後0時22分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月20日

議 長                      田 中 副 武

署名議員 10番            伊 藤 巖 悟

署名議員 11番            一 木 良 一